

# 身体拘束等の適正化のための指針

## 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

1) 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等をしないサービス提供に努める。

当ステーションでは、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の行動を制限する行為を行わない。

### 【介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的行為】

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 2) 日常のケアにおける留意事項

身体拘束等を行なう必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- (1) 利用者主体の行動・尊厳ある看護に努める。
- (2) 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- (3) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- (4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動はしない。
- (5) 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束等適正化委員会において検討する。
- (6) 「やむを得ない」と拘束に準じる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の看護に努める。

## 2. 身体拘束等の適正化に向けた組織体制

- 1) 身体拘束等適正化のための委員会の設置  
身体拘束等の適正化を図る目的として委員会を設置する。  
委員会は、法人内土田病院「抑制防止委員会」とする。  
なお本委員会の委員は、虐待防止検討委員会を兼任する。
- 2) 委員会は、月に1回法人内土田病院で実施する。
- 3) ステーション内では、定期的（3か月に1回）委員会を実施する。
- 4) 身体拘束等適正化のための委員会では、次のような内容について協議するものとする。

### 【協議内容】

- (1) 身体拘束等適正化委員会の組織に関すること
- (2) 身体拘束等適正化のための指針の整備に関すること
- (3) 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- (4) 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (7) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修

- 1) 訪問看護に関わる全ての職員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進め、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施する。
- 2) 研修は年1回以上実施する。新規採用時には必ず研修を実施する。
- 3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者を記録し、電磁的記録等により保存する
- 4) 法人内研修にも参加する。

## 4. 訪問先で発生した身体拘束等の報告方法

- 1) 身体拘束等の案件については、その全ての案件を身体拘束等適正化委員会に報告するものとする。この際委員長が、定期開催の委員会を待たずして報告を要すると判断した場合には、臨時的に同委員会を招集するものとする。
- 2) 身体的拘束等を行なう場合には、次章の手続きに基づき利用者及び利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- 3) 他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を確認した場合、具体的な状況、時刻等を確認した上で管理者に報告を行うこと。当該報告を受けた管理者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努める。

## 5. 身体拘束等発生時の対応

利用者本人又はご家族の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化委員会において検討を行い、身体拘束等を行うことよりも、身体拘束等をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記3要件（切迫性・非代替性・一時的）の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束等を行う。また、身体拘束等を行なった場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。

### 【緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合】

1) 以下の3要件をすべて満たすことを委員会等で検討、確認し記録する。

**切迫性** 利用者本人又は家族等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること

**非代替性** 身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法がないこと

**一時的性** 身体拘束による行動制限が一時的なものであること

1) 身体拘束等適正化委員会でのカンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会で、拘束による利用者の心身の障害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に3要件（切迫性・非代替性・一時的）の全てを満たしているかについて検討・確認し、カンファレンス用紙にその内容を記録する。

要件を確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人、家族に対する十分な説明と同意を得る。

2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態など確認・説明し、同意を得たうえで実施する。

3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、身体拘束等を行っている期間は、訪問時にその状態を確認し記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行なわれる際に提示できるようにする。

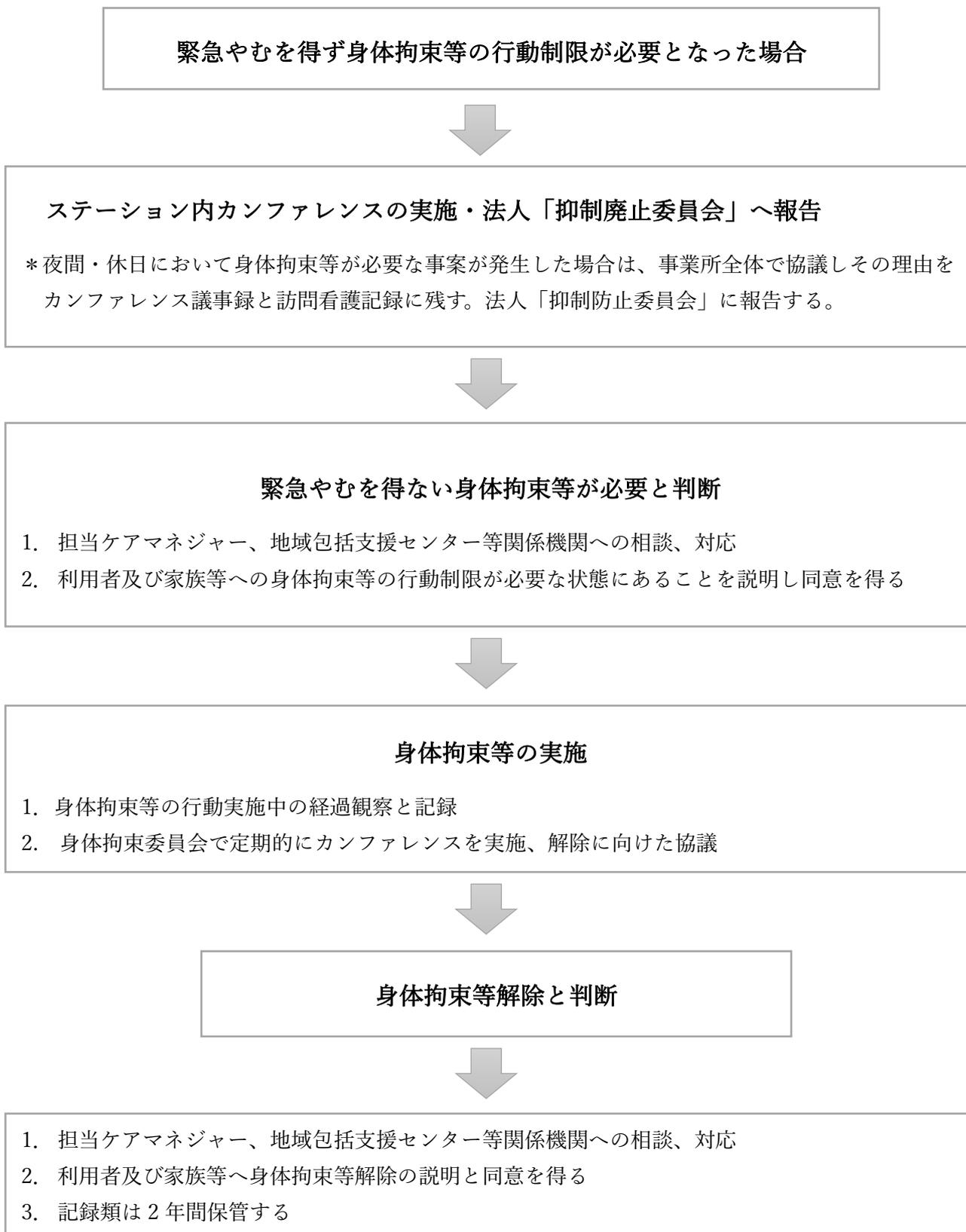
4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束等を解除する。その場合は、本人、家族に報告を行う。

なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族に連絡し、経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

図表 1

【緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合】



## 6. 利用者に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当事業所ホームページにおいても閲覧可能な状態とする。

## 7. その他

本指針に定める研修への積極的な参加、地域住民、他事業所、施設との協働や外部研修の企画  
・参加で利用者の権利擁護とサービスの質向上を目指す。

### 附則

この指針は、2025年（令和7年）1月1日より施行する。